

# 福岡県公報

平成二十一年十二月十四日  
第三千五十一号  
増刊 ①

## 目次

告示(第千八百七十八号)

海岸保全区域の指定の一部改正

(港湾課) …………… 一

## 告示

福岡県告示第千八百七十八号

海岸保全区域の指定(昭和三十五年八月福岡県告示第六百五十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月十四日

福岡県知事 麻生 渡

第九十六号を次のように改める。

九十六 豊前豊後沿岸行橋海岸長井地区海岸

### (一) 区域

点一から点一一までの各点を順次に結び、点一に帰する線に囲まれた区域(延長

一、二二六メートル)

(二) 基準点、基点及び点の表示(角度は方向角表示とする。)

基準点 福岡県行橋市大字稻童字観山三五四〇の一の九一番地にある国土交通省

国土地理院の二等三角点観山(北緯三三度四二分一九秒〇八、東経一三

一度〇〇分五三秒五三)

基点 行橋市大字長井字陣山三六六の一番地地先

基準点から四四度二〇分一四秒、一、三七六・二三メートルの地点

点一 基点から七二度〇〇分〇〇秒、六八・七四メートルの地点

点二 点一から三三三九度五〇分〇〇秒、一一九・二五メートルの地点

点三 点二から三四三度五〇分〇〇秒、一八〇・〇〇メートルの地点  
点四 点三から七三度一〇分〇〇秒、八〇・〇〇メートルの地点  
点五 点四から一六二度〇〇分〇〇秒、二九八・五七メートルの地点  
点六 点五から二五三度一〇分〇〇秒、五四・九八メートルの地点  
点七 点六から一六二度〇〇分〇〇秒、二五〇・〇〇メートルの地点  
点八 点七から一四七度四八分三三秒、六四〇・四四メートルの地点  
点九 点八から二三三度〇〇分〇〇秒、一五〇・〇〇メートルの地点  
点一〇 点九から三三七度〇三分二八秒、六四三・九八メートルの地点  
点一一 点一〇から三四二度〇〇分〇〇秒、三〇〇・〇〇メートルの地点